

## 仙台市福祉施設等物価高騰対策事業補助金Q&A（高齢者施設）

令和8年1月9日現在

番号	項目	質問	回答
1	共通	交付申請時に別紙「福祉施設等物価高騰対策事業補助金計算様式」を添付する必要があるのか。	交付申請書の申請額を算出するにあたり、別紙「福祉施設等物価高騰対策事業補助金計算様式」を使用いたしますので、交付申請時には必ず添付してください。
2	共通	令和7年度年央での新規開所又は廃止、休止した施設等は当該補助金の対象となるか。	年央の新規施設等は補助の対象になりますが、令和7年度の開所月数に応じた補助額になります。 例、通所施設（定員25人） R7.8.15から開所の場合の計算方法 (4,400円×25人+8,500円×稼働率×25人)×7か月（R7.9～R8.3（1ヶ月間以上開所した月のみ対象））÷12≒188,100円（100円未満切り捨て）
3	入所施設 通所施設	令和7年度年央の新規施設等の場合、食材料費単価に乗じる稼働率はどのように計算すれば良いか。	R7.4～9月に開所した施設等については、開所した月以降の稼働率を乗じてください。 R7.10月以降に開所した施設等については、稼働率を90%として食材料費単価に乗じてください（別紙「福祉施設等物価高騰対策事業補助金計算様式」の稼働率が90%となるように延べ利用者数を調整してください）。
4	入所施設 通所施設	令和4・5年度の食材料費負担軽減事業では、利用者等の負担する食材料費を値上げしていないことを条件としていたが、令和6年度の物価高騰対策事業では条件としていなかった。令和7年度事業はどうなのか。	当事業については、継続する物価高騰により厳しい状況にある介護サービス施設等に対し、緊急かつ実効性のある支援につなげることが目的であるため、利用者等の負担する食材料費を値上げをしていないことを条件とはしていません。
5	入所施設 通所施設	令和4・5年度の食材料費負担軽減事業では、実績報告の際に食事を提供した対象人数を集計し、実績の人数により追給・戻入の手続きをしていたが、令和7年度の物価高騰対策事業でも必要になるのか。	令和6年度同様、交付申請時にR7.4～9月の延べ利用者数を集計しているため、実績報告の際に改めて利用者数を集計する必要はありません。また、稼働率により食材料費の補助金を計算しているため、基本的には追給・戻入の手続きはありません。
6	入所施設 通所施設	入所施設又は通所施設で食事を提供していない施設等は、食材料費の補助は対象外となるのか。	お見込みのとおりです。光熱費等は補助対象になりますので、別紙「福祉施設等物価高騰対策事業補助金計算様式」の稼働日を"0"にして、補助金額を計算してください。
7	入所施設	2ユニットある短期入所生活介護等のうち、1ユニットの受入れを中止しているが、中止している1ユニット分の定員数は計上して良いか。	受入れを中止しているユニットの定員数は計上することが出来ませんので、中止分の定員数は申請時の定員数から除いて補助額を計算してください。

番号	項目	質問	回答
8	短期入所生活介護	午前退所・午後退所の利用者を2人とカウントすると稼働率が100%を超える。どうしたらよいか。	短期入所生活介護で利用者の退所日・入所日が同一で同じ日に二人の利用者が利用する場合、食事の提供数が二人の合計で三食以下の場合は利用者数一人として計算、四食以上の場合は二人として計算してください。ただし補助金額については稼働率100%が上限になるので、上記の計算方法でも稼働率が100%を超える場合は、100%に調整して補助金額を計算してください。
9	通所施設	午前10人定員・午後10人定員の2単位でサービスを提供している施設等は何人定員として申請すればよいか？	同時に受け入れできる人数を定員数として申請いただきます。質問の施設等の場合には10人定員として申請してください。なお、午前と午後で定員が異なる施設等の場合には（例：午前25人定員・午後30人定員）、多い方の定員数を採用して申請してください。
10	訪問サービス	補助金額はどのように計算すれば良いか。	補助単価4,900円に、利用者宅等の訪問等に使用している車の台数（従業員から借り上げしている車も含む）又はR7.11.1～30の勤務実績による常勤換算数を比べて少ないほうの数を乗じた額が補助金額になります。別紙「福祉施設等物価高騰対策事業補助金計算様式」に必要事項を入力し補助金額を算出のうえ、交付申請書とあわせて提出してください。
11	訪問サービス	利用者宅等の訪問等に係るガソリン代等について、従業員に実費負担させている場合、当該補助金の対象となるか。	当該補助金は、福祉施設等に対するものなので補助対象になりません。通常の介護サービスを提供した分の給与とは別でガソリン代等を支給している場合や、時給等に乗せしてガソリン代等を支給している場合には補助の対象になります。
12	訪問サービス	併設の施設等と訪問等に使用する車を共有で使用しているが、車の台数を重複して計上して良いか。	重複して計上することは出来ませんので、1つの施設等にのみ台数として計上もしくは複数の施設で台数を按分して計算して申請してください。
13	訪問サービス	高齢者福祉施設等の訪問サービスと障害者福祉施設等の訪問サービスの両方のサービスを提供している場合、常勤換算数はどのように計算すれば良いか。	高齢者福祉施設等の訪問サービス（訪問介護）と障害者福祉施設等の訪問サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護）の両方のサービスを提供している施設等については、施設等単位で提供時間数の多いサービス側に時間数を計上し、常勤換算数を算出してください。重複することはできませんのでご注意ください。 例. 介護：750時間/月 障害：500時間/月 →1,250時間を介護で計上し、常勤換算数を算出。 申請についても、障害者支援課には申請せず、介護事業支援課にのみご申請ください。
14	訪問サービス	訪問サービスにおける補助対象経費は何か。	利用者宅の訪問等に係るガソリン購入に要した費用のみ補助対象経費になります。
15	訪問サービス	有料老人ホームに併設の訪問介護事業所は補助の対象となるか。	施設併設の訪問介護事業所において、訪問介護サービスの生活援助として車両を使用していれば対象となります。

番号	項目	質問	回答
16	訪問サービス	サテライト事業所は補助対象となるか。	補助対象となります。本体とサテライト事業所両方について申請する場合、申請書及び請求書は合算して提出してください。ただし、計算様式は、本体分とサテライト事業所分をそれぞれ作成して提出してください。その際、常勤換算等が重複しないように注意してください。
17	介護予防支援	介護予防支援施設等において、常勤換算数に計上することが出来る職員は何の業務を行っている職員か。	介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの業務に従事している職員は常勤換算数に計上することが出来ますが、その他の業務に従事している生活支援コーディネーター等は計上することが出来ませんのでご注意ください。
18	老人福祉施設 介護老人保健施設	介護老人福祉施設においては短期入所生活介護、介護老人保健施設においては通所リハビリテーションのサービスを提供している場合があるが、申請はどのように行えば良いか。	介護老人福祉施設と短期入所生活介護については、定員数を合計して補助額を計算し、併せて申請を行ってください。介護老人保健施設と通所リハビリテーションについては、別に補助額を計算し、申請もそれぞれで行ってください。
19	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導	高齢者福祉施設等の訪問サービスのうち、訪問看護、訪問リハビリテーション及び居宅療養管理指導において、常勤換算数はどのように計算すれば良いか。	本補助金は、介護保険法の給付対象となるサービスを行った職員・時間数のみ常勤換算数に計上することが出来ます。その他の関係法によるサービスを提供した職員・時間数は計上することが出来ません。例、訪問看護で医療保険によるサービスを行った場合の時間数は計上出来ません。
20	小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護	通いサービスと宿泊サービスを提供しているが、補助金額はどのように計算したら良いか。	通いサービスと宿泊サービスの単価が異なることから、交付申請書には別紙「福祉施設等物価高騰対策事業補助金計算様式」の通いサービスの計算様式と、宿泊サービスの計算様式でそれぞれ算出した補助金額を合計した額を記載してください。なお、交付申請時には通いサービスの計算様式と宿泊サービスの計算様式どちらも添付してください。
21	特定施設入居者生活介護 軽費老人ホーム	特定施設の指定を受けた軽費老人ホームの場合、利用者はどのように計算すれば良いか。	養護老人ホーム・軽費老人ホームの様式により一般利用者・特定利用者を合算して計算してください。
22	有料老人ホーム	有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅は補助対象になるか。	特定施設入居者生活介護の指定を受けている有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅は補助対象となります。